

## 見積合わせ説明書（平和祈念公園沖縄「三重の塔」改修工事）

次のとおり、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「会計規則」といいます。）第74条の規定により、随意契約による工事請負契約を締結するための見積合わせを行います。

なお、本工事に適用される個別事項については別表に記載していますので、そちらを必ず確認してください。本説明書と別表の内容が抵触する場合は、別表に記載の内容が優先するものとします。

### 1 見積合わせに付する工事概要

工事番号及び工事名、工事場所、工事概要、工期並びに予定価格等については別表に記載しています。

別表で試行案件である旨を明示している場合は、別添（該当する場合）の当該試行案件に関する特記仕様書等を参照してください。

### 2 見積合わせの方式等に関する事項

#### (1) 見積合わせの方式

本工事は、見積書等の提出等について紙媒体で行います。

#### (2) 落札者決定方式

本工事は、最低の価格をもって有効な見積を行った見積者を落札者とする価格競争方式とします。

#### (3) 見積合わせ参加資格事後審査方式

本工事は、見積合わせ参加資格のうち、4(4)の参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

#### (4) 契約後V E方式

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の工事です。

### 3 見積合わせ参加資格要件に関する事項

本工事の見積合わせに参加できる者は、次の(1)、(2)に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

#### (1) 見積書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします（経常建設共同企業体にあつては、各構成員がその条件を満たし、エについては共同企業体として満たしている者としてします）。ただし、コについては、落札決定までに満たしていれば足りるものとします。

ア 別表で指定する建設工事の種類に対応した建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄の建設業（以下「許可業種」といいます。）について、同法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者であること。

なお、別表で許可区分を「特定建設業に限る」と指定している場合は、別表で指定する建設工事の種類に対応した許可業種について、特定建設業の許可を有する者であること。

イ エで指定する業種について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 沖縄県建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に別表で指定する業種で登録されている者であること。

オ 沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者（別表に記載）又は当該受託者と若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者としてします。

(ア) 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の

50%を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

ケ 別表で建設業退職金共済制度への加入を求めている場合は、建設業退職金共済制度に加入している者であること。

コ 地方消費税を滞納している者でないこと。

サ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」といいます。）。

なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認します。

(2) 次に掲げる条件を全て満たしている者とします。

ア 別表で指定する企業要件を満たすこと。

なお、別表で施工実績を求めている場合において、本工事の見積合わせに経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが施工実績を有していれば足りることとします。

(ア) 施工実績は、元請としての施工実績とし、受注形態が単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限り。）としてのものであることとします（イ(ア)の技術者要件（施工実績）においても同様とします。）。

(イ) 施工実績の発注機関を「公共機関等」と指定している場合は、次のいずれかの機関であることとします（以下「公共機関等」において同じ。）。

a 国の機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第2項により公示された組織）

b 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）

c 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人

d 国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則第18条に規定する法人）

イ 本工事に、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」といいます。）であって、次の(ア)から(オ)の基準を満たす者を別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあること。

なお、配置予定の主任技術者等（以下「配置予定技術者」といいます。）が見積合わせ時に他の工事（本工事と兼任することができないものに限り。）に従事している場合において、主任技術者等の配置可否確認時期において配置できる状況にあることとは、主任技術者等の配置可否確認時期の前日までにその工事の契約工期末日が到来している又は完成検査による契約の履行を確認していることをいいます。

また、本工事の見積合わせに経常建設共同企業体で参加する場合は、全ての構成員が次の基準を満たす者を主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあることとします。

(ア) 別表で指定する技術者要件（資格及び施工実績）を満たす主任技術者等であること。

別表で施工実績を求めている場合において、本工事の見積合わせに経常建設共同企業体で参加するときは、構成員のいずれかが配置する主任技術者等が施工実績を有していれば足りることとします。

配置予定技術者の施工実績とは、次の a 又は b をいいます。

なお、施工実績として提出する工事が余裕期間設定工事等で、全体工期（契約日から完成日まで）と実工期（現場着手日から完成日まで）が一致しない工事である場合は、次の a 及び b に示す「契約日から完成日までの期間」を「実工期」に読み替えて適用することとします。

a 主任技術者等としての実績

主任技術者等として、対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。

ただし、監理技術者補佐として従事した実績は認められません。

b 現場代理人としての実績

別表で指定する技術者要件を満たすもののうち、公共機関等が発注した工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に現場代理人として従事していた実績をいいます。ただし、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「コリ

ンズ」といいます。)に現場代理人として登録された者に限ります(以下「現場代理人として従事していた実績」において同じ。)

- (イ) 三重県公共工事共通仕様書1-1-1-46の規定による主任技術者等であること(ただし、別表で指定する建設工事の種類が三重県公共工事共通仕様書に規定する9業種である場合。)

なお、経常建設共同企業体にあつては、国家資格を有する者であること。

- (ウ) 監理技術者にあつては、本工事で求める建設業の許可業種に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

- (エ) 本工事が建設業法第26条第3項に該当し、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、見積書等提出時に配置予定技術者の届出を求めるとき(別表で指定しています。)は、本工事の見積書等提出の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

また、主任技術者等を専任で配置する必要がある場合で、見積書等提出時に配置予定技術者の提出を求めないときは、契約日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属企業の変更があつた場合には、変更前の所属企業と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後の所属企業との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

- (オ) 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等(以下「専任特例1号」という。)、同項第2号の規定の適用を受ける監理技術者(以下「専任特例2号」という。)及び同法第26条の5の規定の適用を受ける主任技術者等(以下「専任特例営業所技術者」という。)の配置を行う場合は、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たすこと。

#### 4 見積合わせ手続等

本工事の見積合わせに関する手続等は、次の(1)から(10)までのとおりとなります。

##### (1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は、三重県子ども・福祉部地域福祉課ホームページに掲載する方法により閲覧に供します。

なお、紙媒体での閲覧は、次によります。

##### (ア) 閲覧期間

見積依頼日から開札日の前日まで(ただし、休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時の間は除きます。)

##### (イ) 閲覧場所

別表の「7 見積合わせに関する問い合わせ先」に記載の見積合わせ事務担当所属

イ 設計図書等の複写を希望する者は、別表の「7 見積合わせに関する問い合わせ先」に記載の見積合わせ事務担当所属まで連絡し、指示に従ってください。

##### (2) 質問の提出及び回答

##### ア 質問の提出

当該見積合わせに対する質問がある場合は、次のとおり質問を提出するものとします。

##### (ア) 提出方法

書面による持参、電送(ファクシミリ)又は電子メールにより提出するものとします。

なお、持参以外の方法で提出する場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。)の間に、電話により着信の確認をお願いします。

また、電話・口頭等による質問は受け付けません。

##### (イ) 提出期間

別表で指定する設計図書等に係る質問の受付期限までとします(ただし、休日を除きます。)

持参する場合の提出時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします(ただし、正午から午後1時の間は除きます。また、最終日は、別表で指定する時間までとします。)

##### (ウ) 提出場所

別表の「7 見積合わせに関する問い合わせ先」に記載の工事担当所属とします。

##### イ 質問に対する回答

当該見積合わせに対する質問があつた場合は、次のとおり回答するものとします。

- (ア) 回答方法  
 閲覧に供することにより回答します。
- (イ) 回答期限  
 別表で指定する設計図書等に係る質問に対する回答期限まで
- (ウ) 閲覧場所  
 三重県子ども・福祉部地域福祉課のホームページに掲載します。
- (3) 見積書等提出時に提出する書類  
 別表で指定する見積書等提出時に提出する書類を提出してください。
- ア 工事費内訳書（必ず提出）
- (ア) 見積書等提出に際し、見積書に記載される見積金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。  
 なお、提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の見積書については、無効とします。  
 また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とします。
- a 工事費内訳書を提出しないとき。
- b 工事費内訳書の金額と見積額が一致していないとき。
- c 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。  
 (注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。
- d 記載すべき項目が欠けているとき。
- e その他不備があるとき。
- (イ) 工事費内訳書は、金額、会社名等を記載してください。
- (ウ) 工事費内訳書は返却しません。  
 また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。
- (エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。
- イ 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕（別表で指定している場合に提出が必要）
- (ア) 企業要件（施工実績）欄  
 3(2)アの別表で指定する企業要件に係る施工実績を記載してください。ただし、本工事の見積合わせに經常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のいずれかの記載があれば足りることとします。  
 なお、記載した工事の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。
- (イ) 配置予定技術者（資格及び施工実績）欄  
 別表で配置予定技術者の届出（記載）を必要としている場合は、配置予定技術者（資格及び施工実績）欄の記載が必要です。この場合、記載した主任技術者等について、別表の主任技術者等の配置可否確認時期欄で指定する日において本工事に配置できる状況にあることを参加資格事後審査時に確認します。  
 なお、配置予定技術者届出書を見積書提出時に提出することが困難な場合は、落札候補者となった場合に直ちに（当日中に）FAX又はメールで提出していただければ差支えないこととします。
- a 3(2)イの配置予定技術者の資格及び別表で指定する施工実績を記載し、記載した資格に係る資格者証及び施工実績の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。  
 なお、配置予定技術者に施工実績を求めない場合は、施工実績欄の記載は不要です。
- b 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第2-1号記載の配置予定技術者の差替又は追加は認めません。また、複数の技術者を記載した場合であっても、設計図書等に特に記載がない限り、選任及び配置する主任技術者等は1名のみとします。
- c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。
- d 配置する主任技術者等が専任を要する場合（専任特例1号、専任特例2号及び専任特例営業所技術者を含む）は、当該技術者が本工事の見積書等提出の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者にあつては技術者雇用確認書等。以下「恒常的な雇用関係にあることを証する書類」において同様とします。）を添付してください。  
 なお、配置する主任技術者等が専任を要しない場合は、当該技術者が見積書等提出の受付最終日に恒常的な雇用関係にあることを証する書類を添付してください。
- e 配置予定技術者が、見積書等提出時には他の工事に従事している場合で、別表で指定する主任技術者

等の配置可否確認時期に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書（様式任意。以下「誓約書」において同様とします。）を提出してください。

- f 本工事の見積合わせに経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体で参加する場合は、全ての構成員について配置予定技術者の記載が必要となります。

イ-2 専任特例1号の主任技術者等配置予定届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・（様式第2-2号）〕（必要に応じて提出が必要）

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において、配置予定技術者を専任特例1号としている場合にあわせて提出してください。記載した主任（監理）技術者について、別表の主任技術者等の配置可否確認時期欄で指定する日において本工事に配置できる状況にあることを参加資格事後審査時に確認します。

(7) 配置予定技術者等欄

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において記載した主任（監理）技術者の氏名・国家資格等を記載してください。

(i) 兼務する工事概要等欄

配置する主任（監理）技術者が本工事のほかに兼務する工事について記載し、あわせて兼務する工事の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。

イ-3 専任特例2号の監理技術者配置予定届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-2号〕（必要に応じて提出が必要）

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において、配置予定技術者を専任特例2号としている場合にあわせて提出してください。記載した監理技術者及び監理技術者補佐について、別表の主任技術者等の配置可否確認時期欄で指定する日において本工事に配置できる状況にあることを参加資格事後審査時に確認します。

(7) 配置予定技術者（監理技術者および監理技術者補佐）欄

a 企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において記載した監理技術者の氏名及び、配置する監理技術者補佐の氏名・国家資格等を記載し、記載した資格に係る資格者証の写し等を提出してください。

b 監理技術者補佐は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第2-2号記載の監理技術者補佐の差替又は追加は認めません。また、複数の技術者を記載した場合であっても、設計図書等に特に記載がない限り、選任及び配置する監理技術者補佐は1名のみとします。

c 監理技術者補佐が本工事の見積書等提出の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し、又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者にあつては技術者雇用確認書等。以下「恒常的な雇用関係にあることを証する書類」において同様とします。）を添付してください。

d 監理技術者補佐が、見積書等提出時には他の工事に従事している場合で、別表で指定する主任技術者等の配置可否確認時期に配置できる状況にあるときは、あわせて誓約書を提出してください。

(i) 兼務する工事概要等欄

配置する監理技術者が本工事のほかに兼務する工事について記載し、あわせて兼務する工事の内容が分かるコリンズの登録内容確認書の写し等を提出してください。

イ-4 専任特例営業所技術者の主任技術者等配置予定届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-4号〕（必要に応じて提出が必要）

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において、配置予定技術者を専任特例営業所技術者として専任を要する工事に配置を予定する場合にあわせて提出してください。記載した主任（監理）技術者について、別表の主任技術者等の配置可否確認時期欄で指定する日において本工事に配置できる状況にあることを参加資格事後審査時に確認します。

(7) 配置予定技術者等欄

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において記載した主任（監理）技術者の氏名・国家資格等を記載してください。

イ-5 専任特例営業所技術者の主任技術者配置予定届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-5号〕（必要に応じて提出が必要）

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において、配置予定技術者を専任特例営業所技術者として専任を要しない工事（営業所が工事現場の隣接する建設事務所管内の場合）に配置を予定する場合にあわせて提出してください。記載した主任技術者について、別表の主任技術者等の配置可否確認時期欄で指定する日において本工事に配置できる状況にあることを参加資格事後審査時に確認します。

(7) 配置予定技術者等欄

企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書〔三重県一般競争入札実施要綱・様式第2-1号〕において記載した主任技術者の氏名・国家資格等を記載し、記載した資格に係る資格者証の写し等を提出してください。

ウ 納税証明書（必ず提出）

次の納税証明書の写しを提出してください。ただし、納税証明書の写しの提出日から前6か月以内に発行されたものに限りです。

・所轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納税額のない証明用）（有料）

(4) 見積合わせ参加資格の確認項目

見積合わせ参加資格の確認については開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

なお、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。ただし、落札候補者に見積合わせ参加資格がないと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格事後審査を実施することとします。

また、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。ただし、くじに当選し落札候補者となった者に見積合わせ参加資格がないと認められるときは、同様に見積合わせ参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとします。

参加資格事後審査項目

見積合わせ参加資格要件に関する全ての項目

(5) 見積合わせ参加資格確認結果の通知

開札後の参加資格事後審査における見積合わせ参加資格の確認結果は、それぞれ別表に記載する日までに通知する予定です。ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

(6) 見積合わせ参加資格確認に係る注意事項

ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

追加提出等については、開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認がとれ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを見積書等提出時に提出しなければなりません。

また、競争入札審査会で追加提出等が必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

(7) 見積合わせ参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

見積合わせ参加資格がないと認められた者は、見積合わせ参加資格がないと認めた理由について、本工事を所管する発注機関の長に対し次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

イ 提出期限 見積合わせ参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日からその日を起算日として2日以内の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、休日を除きます。）

ウ 提出場所 別表の「7 見積合わせに関する問い合わせ先」に記載の入札事務担当所属

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内（ただし、休日を除きます）に書面により回答します。

(8) 見積書等提出方法

ア 紙媒体（別紙見積書様式）で提出してください。（一般書留郵便又は簡易書留郵便により、局留郵便で

三重県庁内郵便局へ5月18日～28日15時の間に到着するように送付してください)

イ 落札に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載しなければなりません。

ウ 見積書の宛名は三重県知事宛としてください。

エ 共同企業体が見積書等提出をする場合は、見積書を構成員全員の連名で記載し押印しなければなりません。共同企業体の代表者名で見積する場合は、他の構成員全員からの委任状を見積書等提出前に提出しなければなりません。

オ 見積書等の撤回、差替又は再提出は認めません。

(9) 見積書等提出の日時及び場所

ア 見積書等提出日時 別表で指定する見積書等提出締切日時までとします。

イ 見積書等提出は、見積書等提出締切日時までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により、下記の指定する郵便局へ局留郵便で送付してください(提出締切日時必着)。

【指定する郵便局】 三重県庁内郵便局

※封筒に提出する「案件名」のほか、「指定する郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。(下記参照)

- ・案件名 : 平和祈念公園沖繩「三重の塔」改修工事見積書在中
- ・指定する郵便局の郵便番号 : 5 1 4 - 0 0 0 6
- ・指定する郵便局の住所 : 三重県津市広明町1 3 番地
- ・受取人 : 受取人「三重県子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班」
- ・その他 : 「三重県庁内郵便局留」と記載

※見積書等につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して発送してください。(5月18日～28日15時の間に三重県庁内郵便局に届くよう発送してください)

※見積書等が、見積書等提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、発送前に郵便局で確認してください。

ウ 見積書等提出場所 別表で指定しています。

(10) 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所は、それぞれ別表に記載しています。

5 その他

(1) 契約保証金

ア 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に規定する担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- a 会計規則第75条第4項第1号の規定による履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- b 三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。)第7条第1項第1号の規定による工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- c 契約金額が500万円以下で執行規則第7条第1項第2号の規定に該当することが確認できたとき。

(イ) 以下に該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

- ・会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始等がなされ、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき(裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。)

イ 落札決定までの期間は、落札候補者に限り、配置予定技術者について、他の工事への配置予定等を制限するものとします。他の工事の入札において、本工事の配置予定技術者を主任技術者等として配置を予定して見積合わせに参加する場合で、当該入札が本工事の開札時刻以降に行われるときは、当該工事について入札辞退等の手続きを行わなければなりません。ただし、本工事と当該工事が、いずれも主任技術者等の専任を要しない工事であって、三重県公共工事共通仕様書1-1-1-46の6(2)に規定する兼任制限に抵触せず、かつ、それぞれに現場代理人を配置することができる場合を除きます。

- (2) 次のいずれかに該当するときは、その者の見積書は無効とし、無効の見積書を提出した者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。
- ア 見積合わせに参加する資格のない者が見積書を提出したとき。
  - イ 見積者が同一案件の見積に対し二以上の見積書を提出したとき。
  - ウ 見積者が他人の見積の代理をしたとき。
  - エ 見積合わせに際し連合等の不正行為があったとき。
  - オ 見積者が定刻までに見積書を提出しないとき。
  - カ 金額を訂正した見積書を提出したとき。
  - キ 記名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
  - ク 見積書における誤字又は脱字等により意志表示が不明瞭なとき。
  - コ 配置予定技術者の届出を求めている場合において、配置予定技術者届出書等指定された様式を提出しないとき。
  - サ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (3) 落札者の決定
- ア 本工事は、会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積を行った見積者を落札候補者とします。  
なお、落札となる額の見積をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。くじについては、三重県職員に委任することができます。くじの委任は、見積書（別紙見積書様式）への記載により行ってください。
  - イ 落札者の決定は、落札候補者について4(4)による参加資格事後審査により見積合わせ参加資格があると認められた場合に行います。
  - ウ 落札者を決定したときは、見積合わせ参加者に通知します。
  - エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として、落札決定を保留します。  
また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。  
なお、見積合わせ参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穏の行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積合わせを取り止めることがあります。
- (4) 現場代理人の選任
- 落札者は、本工事の契約締結時（議決案件にあつては「本契約締結時」）に建設工事請負契約書の条項（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱第1号様式の2。以下「請負契約書」といいます。）第10条第1項により現場代理人を選任し、発注者に通知しなければなりません。
- また、選任された現場代理人は、請負契約書第10条第2項により工事現場に常駐することとします（ただし、請負契約書第10条第3項により発注者が認めた場合は除きます。）。
- なお、現場代理人は、主任技術者等及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいいます。）と兼ねることができます。
- (5) 請負代金毎月部分払
- 以下に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあつては、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。
- また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。
- 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第41条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の10分の4の額とし、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払を行うものとします。
- (6) 落札の失効
- 発注者が契約書の提出を定めた日までに落札者が契約書を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。
- (7) 契約の締結

- ア 落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、契約締結前（議決案件にあっては仮契約締結前）であれば落札決定を取り消すことができますものとします。
- イ 落札決定後、入札参加資格の制限又は沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく資格（指名）停止（以下「資格停止等」といいます。）を受けた場合は、契約締結前であれば落札決定を取り消すことがあります。
- (8) 契約後V E方式工事
- 契約後V E方式工事の場合は、契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。
- 提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。
- (9) 支払条件
- ア 前払の割合
- 契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、(5)によります。
- イ 部分払の割合及び回数
- 部分払の割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。
- (ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内
- (イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内
- (ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内
- (エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額1億円に1億円を増すごとに1回を加えた回数以内
- (10) 変更契約
- 契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。
- (11) 苦情申立て
- 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。
- (12) 火災保険付保険の要否
- 別表で指定しています。
- (13) 見積合わせ、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (14) 契約書作成の要否
- 要
- (15) 落札者は、3(2)イの基準を満たす主任技術者等を契約時等に配置しなければなりません。
- なお、契約時等に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- (16) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- (17) 落札者は、契約書提出時に「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」を提出することとし、配置予定技術者の手持ち工事の状況等を確認した上で、本工事の主任技術者等として配置可能と判断した場合に契約を締結することとします。
- (18) 本見積合わせ及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。
- なお、落札者が締結する下請契約の相手方について、著しく不相当と認められる下請負人があるときは、建設業法第23条第1項（下請負人の変更）の請求を行う場合があります。
- (19) 契約締結後、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。
- (20) 本説明書に定める規定により、落札決定を保留又は取り消した場合又は仮契約若しくは本契約を保留又は

解除した場合、県は一切のくじの責を負いません。

- (21) 参加資格事後審査の時点で落札候補者とならなかった参加者の中に、結果として無効な応札をした者が含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじを引く場合についても同様とします。
- (22) 見積書等提出をした者は、見積書等提出後において、本説明書及び設計図書等についての不明を理由として苦情又は異議を申し立てることはできません。
- (23) 見積者が1者となった場合は、落札決定を中止又は延期する場合があります。
- (24) 本説明書に関する問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県 子ども・福祉部 地域福祉課  
電話 059-224-2286